農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務改革推進専門官及び管理官）	（管理官）
第十二条　研究調整課に、業務改革推進専門官及び管理官それぞれ一人を置く。	**第十二条**　研究調整課に、管理官一人を置く。
2　業務改革推進専門官は、技術会議の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	（新設）
3　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　農林水産大臣　金子原二郎

農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等）	（交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　法第二条第二項の農業者の数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による総農家数によるものとする。	2　法第二条第二項の農業者の数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による総農家数及び土地持ち非農家数中の総農家数によるものとする。
3　法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の面積によるものとする。	3　法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の状況中の経営耕地総面積によるものとする。
（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）	（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）
第二条　法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二条**　法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に三十を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするとき。	一　当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。
イ～ヌ　（略）	イ～ヌ　（略）
二　委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。	二　委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。
三～五　（略）	三～五　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。